

霧島市条例第1号  
令和6年2月28日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23の項及び第25の項中「個人事項証明手数料」の次に「（広域交付による交付を含む。）」を加え、同表第28の項中「記載事項証明手数料」を「記載事項証明、届書等情報内容証明手数料」に改め、同表第30の項中「閲覧手数料」を「閲覧、届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に改め、同表中第32の項を第34の項とし、第31の項を第33の項とし、第30の項の次に次の2項を加える。

31 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1通につき 400円
32 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1通につき 700円

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。